

# 障害福祉サービス費等の 請求について

令和7年1月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉部障害福祉課

# 目次

1. 請求及び支払いについて	2
2. エラーについて	20
3. 過誤申立（取下げ依頼）について	24
4. 銀行口座の変更について	28
5. 資料等の掲載について	30

# 1. 請求及び支払いについて

## ● 請求から支払いの流れについて

- 1～10日           請求期間  
                          (土日祝も含み24時間受付。請求方法はインターネットのみ)
  
- 11日～月末       審査期間
  
- 翌月第1営業日    返戻関連書類送付
  
- 翌月10日          支払関連書類送付  
                          (土日祝であれば前営業日)
  
- 翌月20日          支払い  
                          (20日が土曜日の場合は前営業日、日曜日の場合は後営業日)

※通知書類の種類及び取得方法については、P14～P19をご確認ください

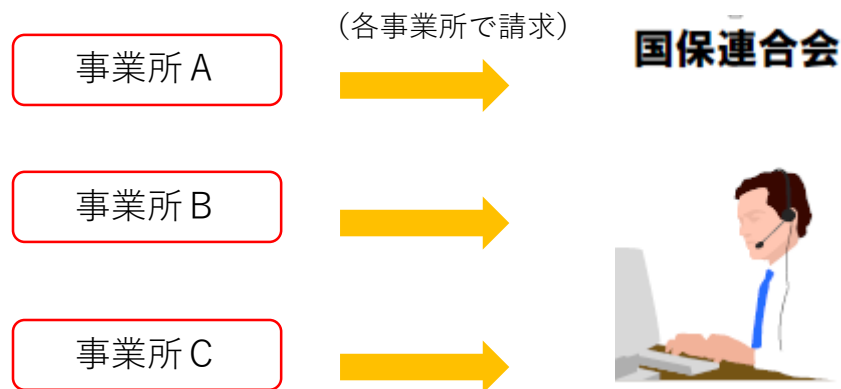
## ● 代理請求と事業所単位の請求について

代理請求とは、介護保険、または障害者総合支援における介護給付費等の請求事務を代理人が事業所に代わって行うことです。

(代理請求のイメージ図)



(事業所単位の請求のイメージ図)



- 代理請求を行う場合、事業所は代理人へ請求事務を委任し、代理人は事業所から委任された請求事務を行うため、国保連合会へ「代理人情報申請」を行います。
- 代理人申請を行った代理人は、毎月、事業所に代わって請求事務を行い、支払額決定通知書等の通知書を取得し、事業所に受け渡します。
- 代理請求を行った場合、事業所は「請求／状況照会／通知文書の取得」処理を行うことができません。

● 請求時のパスワードについて

ID・パスワード	使用目的	入手方法	パスワード変更	有効期限	備考
テストID・パスワード (TJ~)	・電子請求受付システムホームページにログイン ・テスト送信	レターパックに同封	必要	180日間	3回間違えるとロックがかかる
本番用ID・パスワード (HJ~)	・電子請求受付システムホームページにログイン ・請求データの送信、取下げ ・通知書類の取得	「請求及び受領に関する届」提出後に郵送	必要	180日間	3回間違えるとロックがかかる
証明書発行用パスワード	電子証明書の発行申請、ダウンロード	レターパックに同封 (テストIDと同じ書類に記載)	不要	—	
簡易入力システム ログインパスワード	簡易入力システムにログイン	初期設定は「0000」	任意	—	
取込送信システム ログインパスワード	取込送信システムにログイン	初期設定は「0000」	任意	—	

※テストID、本番用IDパスワードは、必ず仮パスワードから任意のパスワードに変更してください。

＜電子請求受付システムのテストID・本番用IDのパスワードがわからなくなってしまった場合＞  
・仮パスワードを再発行しますので、国保連合会にご連絡ください。仮パスワードは郵送でのお届けになります。

### <電子証明書発行用パスワードがわからなくなってしまった場合>

・証明書発行用パスワードは電子請求受付システムより再発行できます。ただし **別途発行手数料がかかってしまうため**、再発行を行う前に、まずは国保連合会から送付された「電子請求登録結果に関するお知らせ」がお手元にあるか確認してください。「電子請求登録結果に関するお知らせ」を紛失し証明書発行用パスワードがわからない場合は、電子請求受付システムにログインし以下の手順にて再発行を行います。

お知らせ一覧

お知らせ 問い合わせ FAQ マニュアル ダウンロード **証明書** ユーザー情報 ログアウト

時刻 12:00:00

対象  提示期間内のお知らせ  新着のお知らせ  未読のお知らせ  全てのお知らせ

提示開始日 [年] [月] [日] ~ [年] [月] [日]

キーワード

検索 クリア

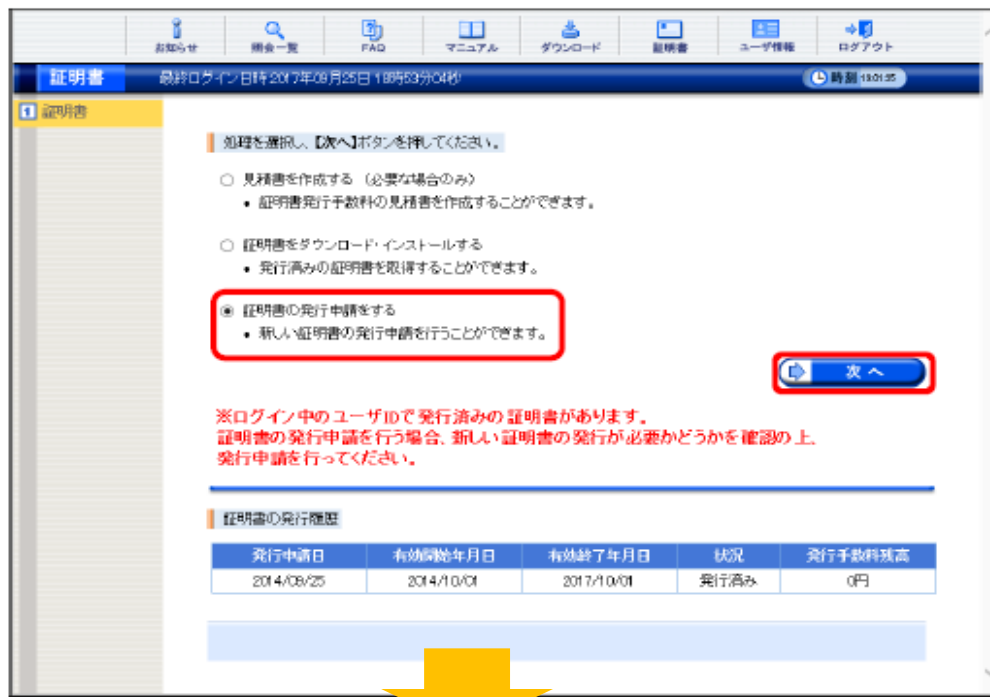
20件が該当しています。


次頁 ▶ 最終 ▶▶ 1 /2 頁移動

提示開始日	カテゴリ	タイトル
New	証明書	証明書発行完了通知
New	スケジュール	●月請求受付期間について
	システム関連	単位数表について
	システム関連	電子証明書発行申請時の注意点
	参考資料	電子証明書の有効期限切れに伴う更新申請について
	システム関連	電子請求受付システム機能追加のお知らせ
	参考資料	電子請求受付システムマニュアルリリースのお知らせ
	参考資料	地域区分に関する問い合わせ事例集
	スケジュール	●月請求受付期間について
	システム関連	請求情報及び領知文書の照会期間について

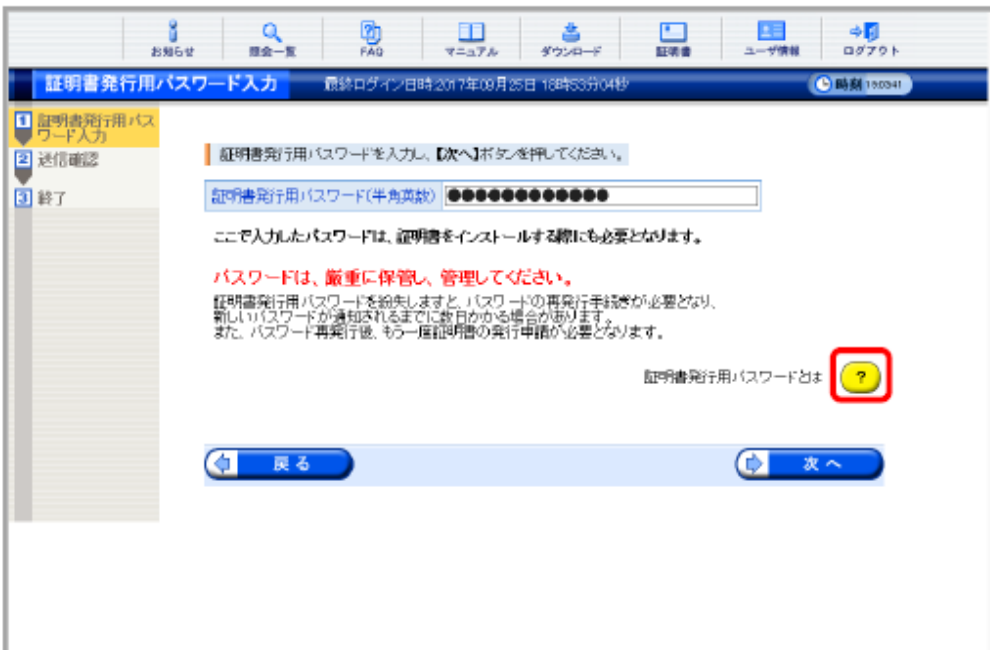
次頁 ▶ 最終 ▶▶ 1 /2 頁移動


《メインメニュー》より  をクリックします。

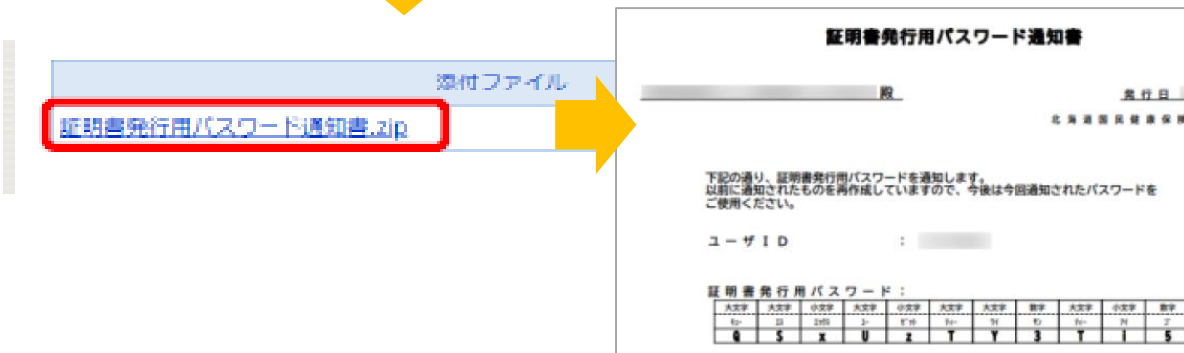
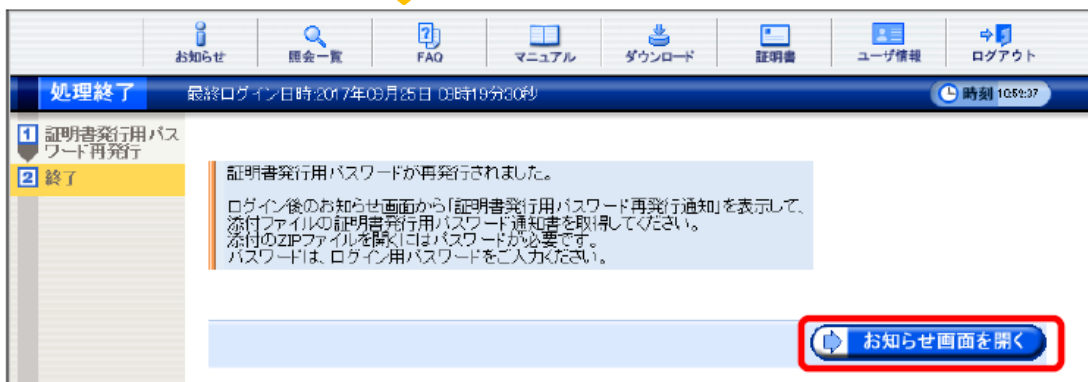
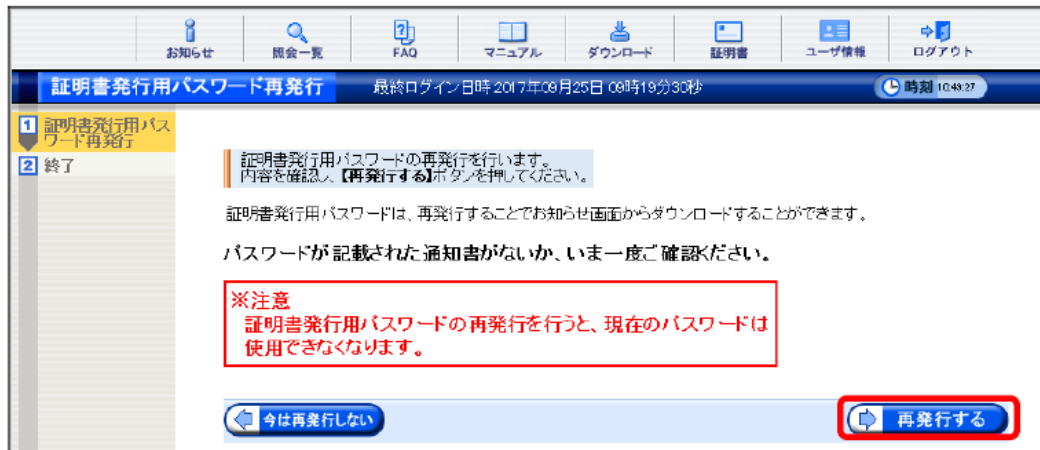


【証明書】画面より[証明書の発行申請をする]の ○ をクリックし、 次へ をクリックします。

【証明書発行用パスワード入力】画面が表示される



【証明書発行用パスワード入力】画面で  をクリックします。



確認した結果、通知文書を紛失してしまった場合、[通知書を紛失してしまった](#) をクリックします。

【証明書発行用パスワード再発行】画面が表示されるので、証明書発行用パスワードの再発行を行う場合、内容をよく読み確認したうえで [再発行する](#) をクリックします。

【証明書発行用パスワードが再発行されました。】と表示されるので、内容を確認し、[お知らせ画面を開く](#) をクリックします。

【お知らせ表示】画面が表示されるので、《添付ファイル》欄の[証明書発行用パスワード通知書.zip]をクリックします。



● 送信済データの取下げについて

請求データ送信後、誤り等に気づき修正したデータを再度送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。対応方法については以下のとおりです。

当月請求分	1日～10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所のパソコンから取下げを行います。</li> <li>・送信済データを取下げた後から修正データを送信してください。 ⇒P10「請求期間内の取下げについて」へ</li> </ul>
	11日～末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌月第1営業日の返戻等一覧表を確認し、記載がなければ、市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P24「3.過誤申立（取下げ依頼）について」へ</li> </ul>
前月までの請求分 (返戻になっていないもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P24「3.過誤申立（取下げ依頼）について」へ</li> </ul>

## 電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

### ①「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」が同じデータを2回送信した場合

- 1回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
- 2回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：EC01）となります。

※2回目のデータが正当(1回目のデータが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

### ②「市町村番号・サービス提供月」が同じで「受給者番号」が異なるデータを2回送信した場合

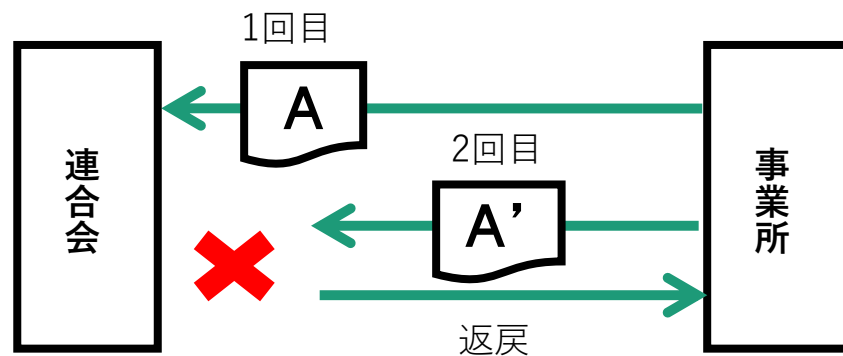
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信された場合、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。  
(明細書データに基づき審査支払いを行うため。)

### ③「市町村番号・受給者番号」が同じで「サービス提供月」が異なるデータを2回送信した場合

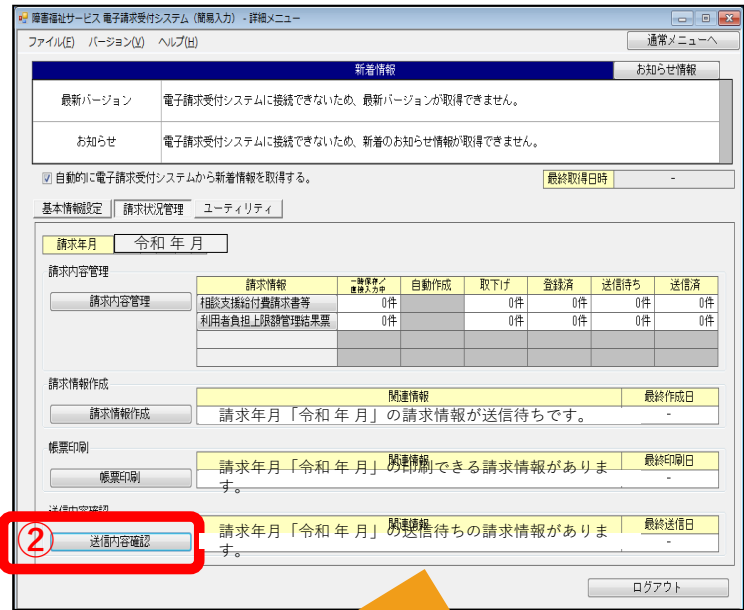
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

<①の場合のフロー図>

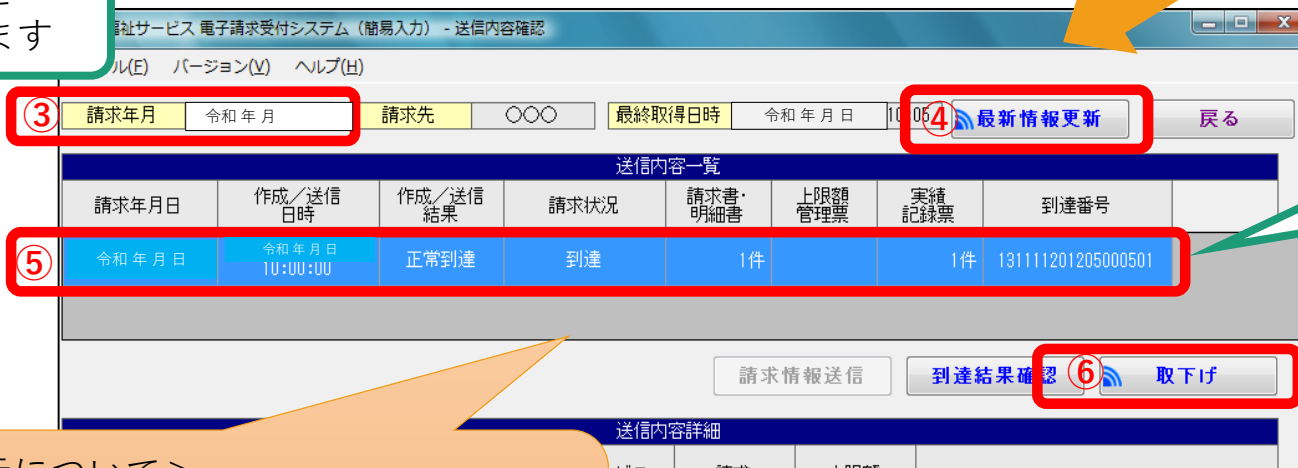


# ◆請求期間内（1～10日）の取下げについて

## ◇簡易入力システムでの取下げ方法



請求年月を  
当月にします

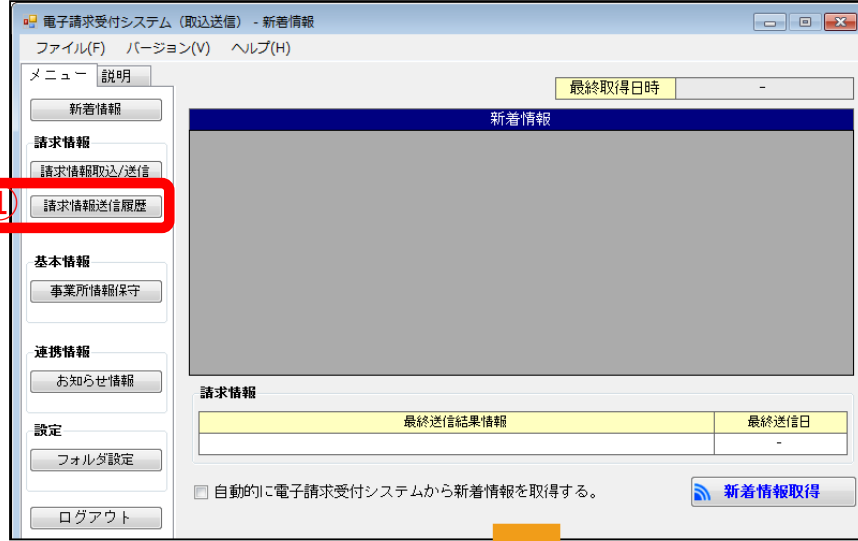


取り下げたいデータを選択します

< 請求状況の表示について >

- ・ 取下げボタン押下後 → 「取下げ依頼中」
- ・ （「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）最新情報更新ボタン押下 → 「取下げ済み」

◇取込送信システムでの取下げ方法



請求年月を  
当月にします



取り下げたいデータを  
選択します

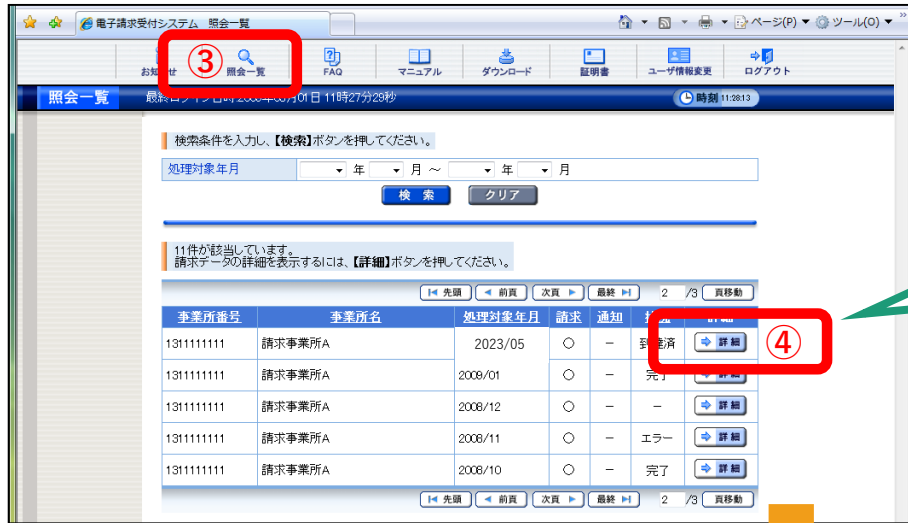
< 請求状況の表示について >

- ・ 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- ・ (「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後)  
最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

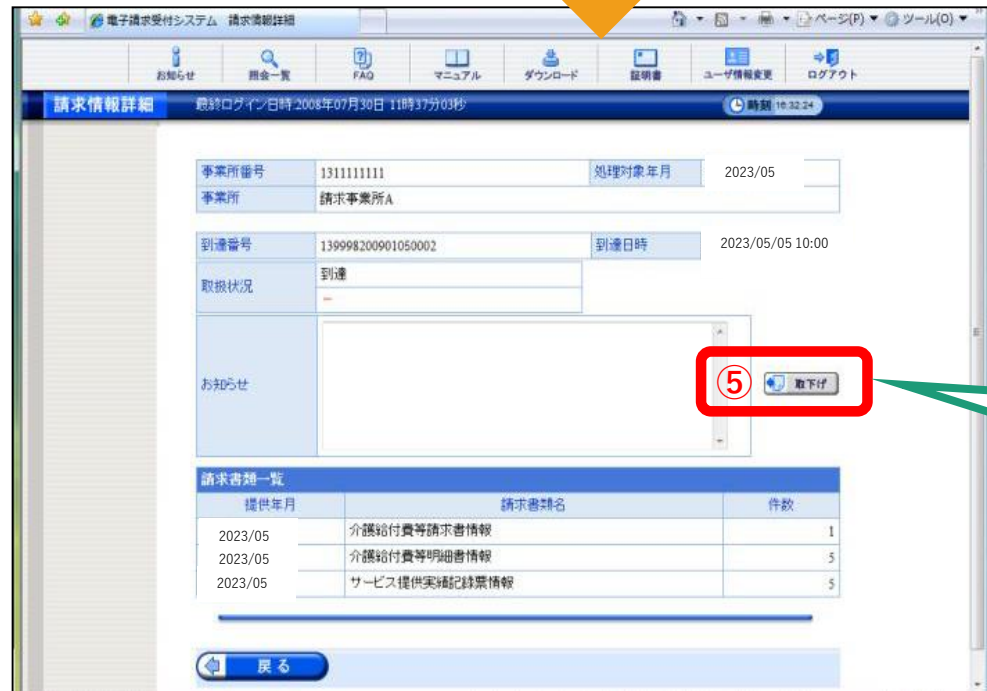
◇電子請求受付システム（WEBサイト）での取下げ方法

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス





処理対象年月 = 請求年月  
 例えば当月が令和5年5月であれば  
 処理対象年月 = 2023/05の「詳細」を  
 クリックします。



「取下げ」をクリックします  
 ※取下げボタンのないデータは  
 取下げできません

## ● 通知書類について

### ◆ 通知書類送付一覧

請求翌月の第1営業日	障害福祉サービス費等支払決定増減表
	返戻等一覧表
請求翌月の10日 (10日が土日祝の場合は前営業日)	障害福祉サービス費等支払決定額通知書
	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
	福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ
	障害福祉サービス費等過誤決定通知書

※通知書類は郵送ではありません。該当がある場合に、電子請求受付システム等に掲載されますので、各自取得してください。

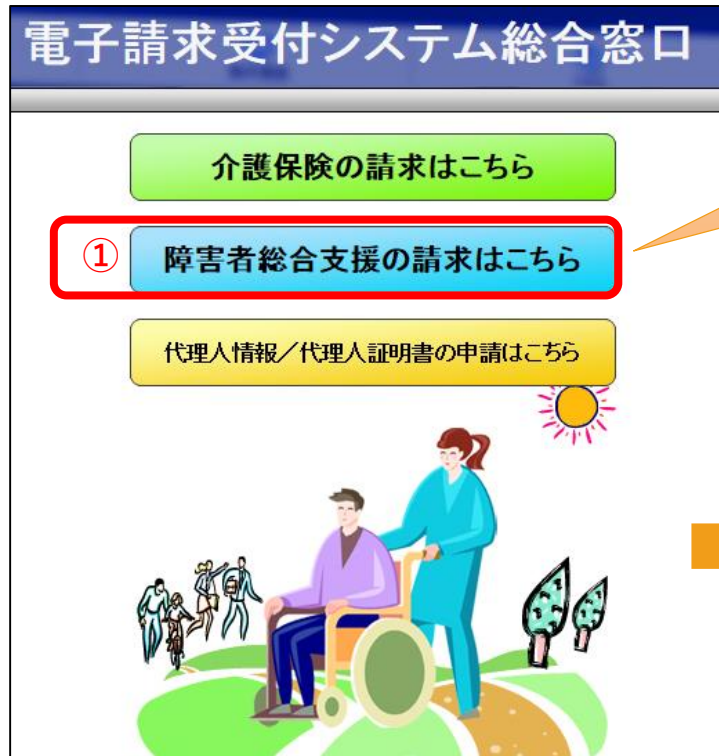
※ご注意ください！

通知書類は取得から3か月を経過しますとシステムから削除されます。  
原則郵送等での対応は行っておりませんので、  
必ず印刷して保管するかパソコン内に保存する等してください。

◆各種通知書の取得について

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



代理請求（ユーザIDがHDから始まる）の場合も「障害者総合支援の請求はこちら」からログインします





電子請求受付システム 照会一覧

お知らせ 照会一覧 ③ FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報変更 ログアウト

照会一覧 最終ログイン日時 2008年08月06日 18時31分06秒 時刻 11:28:33

検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。

処理対象年月 年 月 ~ 年 月

検索 クリア

4件が該当しています。  
請求データの詳細を表示するには、【詳細】ボタンを押してください。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/01	○	-	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/12	○	○	到達済	詳細

処理対象年月（請求年月）で絞り込むこともできます

電子請求受付システム 請求情報詳細

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報変更

請求情報詳細 最終ログイン日時 2008年08月01日 13時27分33秒 時刻 15:02:04

事業所番号 1311111111 処理対象年月 2008/12

事業所 請求事業所A

到達番号 13666820081201002 到達日時 2008/12/01 10:00

取扱状況 通知受信待ち

全選択 全解除

通知書種別	通知書名
<input type="checkbox"/> PDF 返戻等一覧表	
<input type="checkbox"/> PDF 障害福祉サービス費等支払決定増減表	
<input checked="" type="checkbox"/> PDF 障害福祉サービス費等支払決定部通知	
<input checked="" type="checkbox"/> PDF 障害福祉サービス費等支払決定部通知	

全選択 全解除 ④

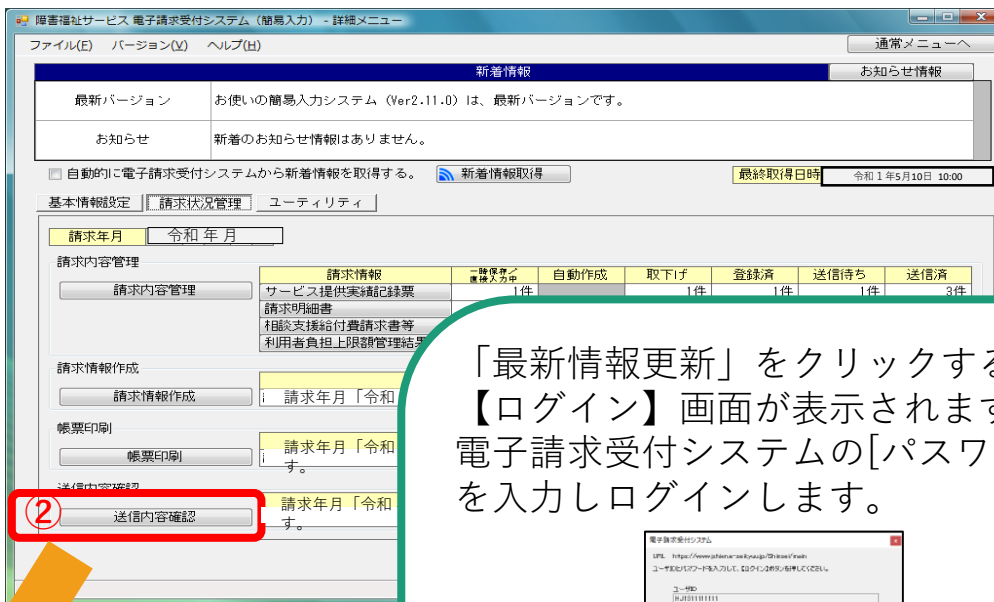
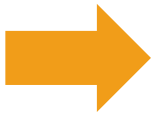
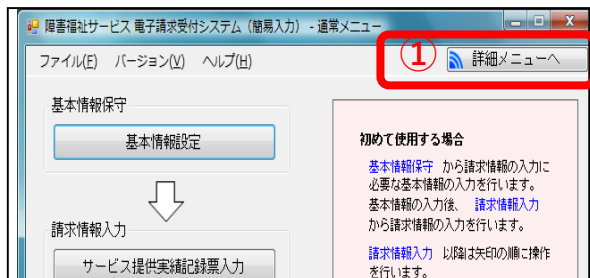
取得 ⑤

戻る

取得したい書類に「✓」を入れます。  
(取得日時が“未受領”の場合は「✓」が入った状態で表示されます)

「取得」をクリックします。  
通知書類はデスクトップ等に保存してください。  
保存したファイルの開き方⇒P19

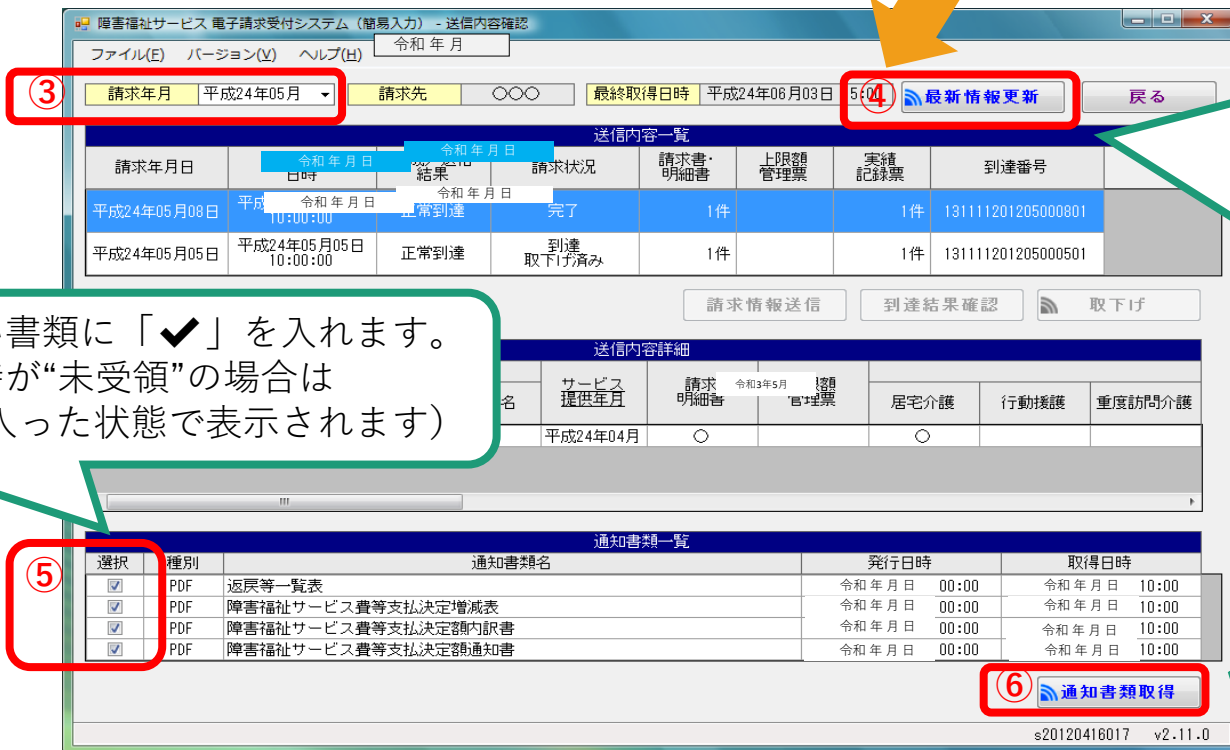
◇簡易入力システムから取得する場合



「最新情報更新」をクリックすると【ログイン】画面が表示されます。電子請求受付システムの[パスワード]を入力しログインします。



【情報】画面が表示されます。<OK>をクリックします。



取得したい書類に「✓」を入れます。(取得日時が“未受領”の場合は「✓」が入った状態で表示されます)

「通知書類取得」をクリックします。通知書類はデスクトップ等に保存してください。保存したファイルの開き方⇒P19

◇取込送信システムから取得する場合

電子請求受付システム (取込送信) - 新着情報

ファイル(E) バージョン(V)

メニュー 説明

最終取得日時 令和年月日 10:00

新着情報

請求情報

請求情報取込/送信

① 請求情報送信履歴

基本情報

事業所情報保守

最新バージョン お使いの取込送信システム (バージョン 0.0.0) は、最新バージョンです。

お知らせ お知らせ

② 請求年月 令和年月

請求先 東京都

③ 最新情報更新

最終取得日時

請求情報送信履歴

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・明細書	上限額管理票	実績記録票
令和年月日	令和年月日 10:00:00	通知受信待ち	2件		139
令和年月日	令和年月日 10:00:00	連合会到達取下げ済み	2件		139
令和年月日	令和年月日 11:00:00	形式エラー	1件		
令和年月日	令和年月日 10:00:00	形式エラー	1件		
令和年月日	令和年月日 11:00:00	送信エラー	1件		

到達結果確

通知書類一覧

選択	種別	通知書類名	発行日時
<input type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	令和年月日
<input type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	令和年月日
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	令和年月日 00:00
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	令和年月日 00:00

④

⑤ 通知書類取得

取得したい書類に「✓」を入れます。  
(取得日時が“未受領”の場合は「✓」が入った状態で表示されます)

「最新情報更新」をクリックすると【ログイン】画面が表示されます。電子請求受付システムの[パスワード]を入力しログインします。

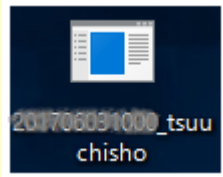


【情報】画面が表示されます。  
<OK>をクリックします。

「通知書類取得」をクリックします。  
通知書類はデスクトップ等に保存してください。  
保存したファイルの開き方⇒P19

## <デスクトップに保存したファイルを開く方法>

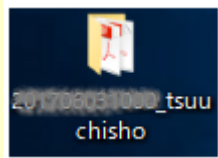
①



請求システムから取得したアイコン (①) をダブルクリックするとフォルダ (②) がデスクトップ上に作成されます

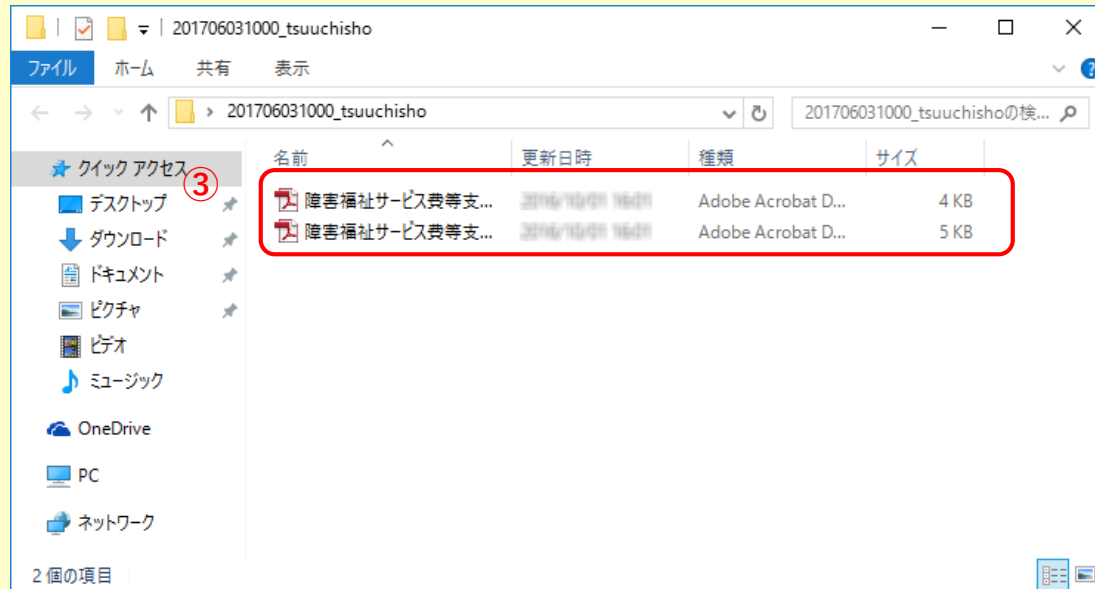


②



フォルダ (②) をダブルクリックします

電子請求受付システム (WEBサイト) から取得した場合は②から進んでください



## 2. エラーについて

### ● 照会の多いエラー

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が、受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証番号に誤りがないか</li> <li>・市町村番号に誤りがないか</li> </ul>	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが、受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスコードに誤りはないか</li> </ul>	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが、受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の支給決定期間が切れていないか</li> <li>・他のサービスに切替っていないか</li> <li>・契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P22参照）</li> </ul>	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P22参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 （月途中で契約支給量が変更になった場合でも、契約情報には最新のものをだけ記載します）
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか（→P23参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

<返戻等一覧表に関する問合せ先>

- ・ エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・ 上記以外のエラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「●照会の多いエラー」から③、⑤、⑥について解説します。

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。

**サービス月時点で有効なサービスのみ**記載してください。

【契約内容報告書】

《令和5年5月提供分》

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	令和5年3月1日	
1	家事援助	17.5 時間	令和5年3月1日	

“身体介護の請求なし”  
でも返戻になります

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介特定事業所加算Ⅱ	116011	7.6	1
家事日中1.0	116115	18.9	4
居介処遇改善加算Ⅲ	116665	10.2	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（R5.3.1～**R5.4.30：終了**）  
家事援助決定（R5.3.1～R6.3.31）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護 その他	10 時間	令和5年3月20日	
8	重度訪問介護 その他	20 時間	令和5年3月1日	令和5年3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。

**月途中で契約支給量に変更になった場合は変更後の契約情報のみ**記載してください。

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ (ハナコ) R 5 年 4 月利用分 上限額管理結果票  
 令和 5 年 5 月受付分にて返戻 (EC09エラー) → 令和 5 年 6 月再請求

(ID:R11403) 障害者総合支援		<b>返 戻 等 一 覧 表</b>				令和 年 愛知県国民
令和5年5月受付分						
事業所番号	2359999999		障害児給付費			
事業所名	あいうえお					
エラー	証記載 都道府県等番号	証記載都道府県等名	受給者証 番号	受給者氏名	サービス 提供年月	種別
PP08	239999	国保市	9999999999	コクホタ	令和5年4月	利
上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります						

5月受付分で  
返戻になっています



【令和 5 年 6 月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)				令和 5 年 4 月分	
都道府県等番号	239999	指定事業所番号	2359999999		
受給者証番号	9999999999	管理事業者	あいうえお		
支給決定障害者等 氏名	コクホタ	事業者及び その事業所 の名称			
支給決定に係る 障害児氏名	コクハナコ				
利用者負担上限月額	4,600	情報作成区分	修正		
利用者負担上限額管理結果	1				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。					

情報作成区分が「修正」のため  
EC09エラーになっています。  
 ※返戻分の上限額管理結果票を  
再請求する場合は  
**情報作成区分を「新規」**にして  
提出してください。

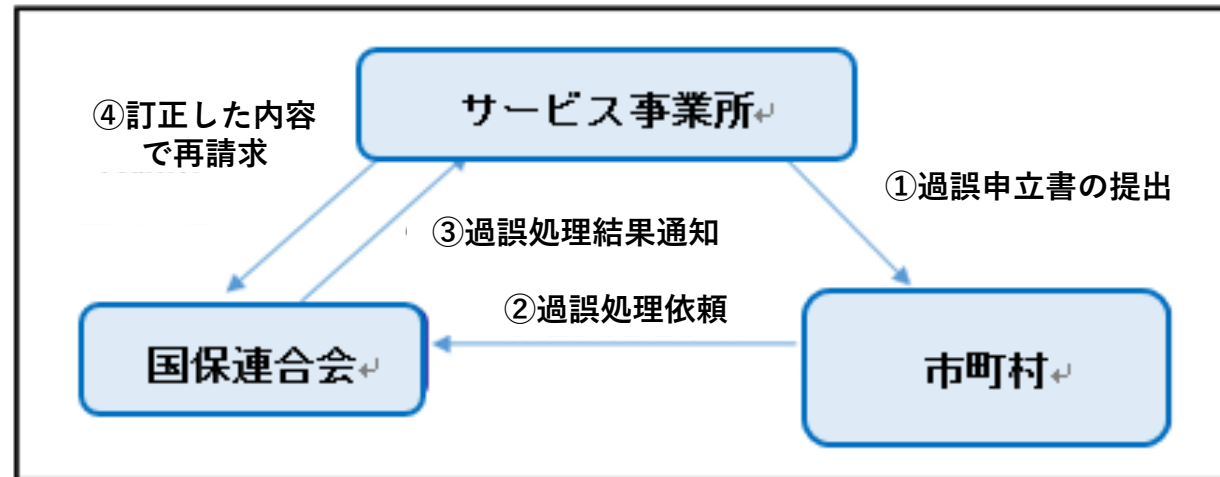


### 3. 過誤申立（取下げ依頼）について

- ・ 支払済、支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤申立」が必要です。
- ・ 過誤申立は受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取下げの手続きです。
- ・ 過誤申立書の提出のない状態で再請求を行った場合、「重複請求」として返戻されます。
- ・ 返戻となった請求情報については、過誤申立は不要ですので、翌月以降に正しい内容で請求してください。

※請求・審査・支払処理は、明細書データ単位で処理がされます。  
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

<過誤申立のイメージ図>



## ● 過誤についての注意点

### ① 過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を行ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分に併せて過誤申立分を送信してください。

#### 【過誤申立を行ったデータの再請求がない場合】

当月請求分の金額から過去に支払済の金額を取下げし相殺するため、  
事業所からの請求金額より支払額が少なくなります。

なお、当月請求分の支払金額より過誤金額が上回った場合、

請求月翌月に事業所から国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。

※振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

### ② 利用者負担上限額管理結果票は過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

#### ▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票					
提供年月	令和年月分	管理事業所名	そうだん		
受給者証番号	?	障害児氏名	都道府県等名		
情報作成区分	修正				
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。		
実績情報			合計		
No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用差負担額
1					

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

## ● 過誤請求の例

### ◆ 同月過誤

国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内で行うものです。

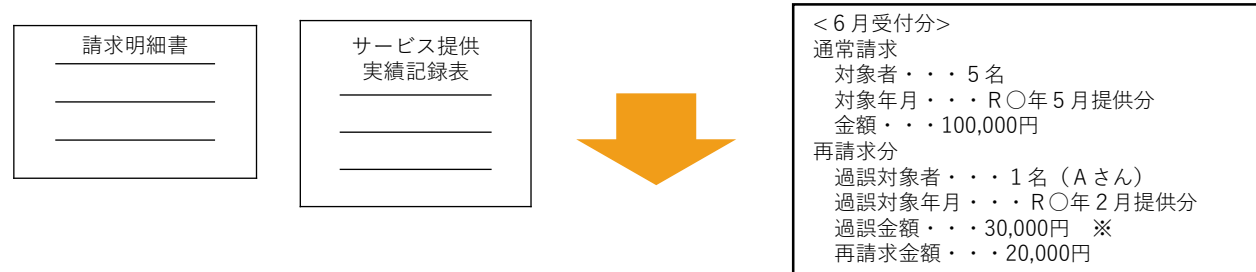
① 令和○年5月に市町村へ過誤申立書を提出します。（事業所）



② 令和○年6月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

③ 令和○年6月請求受付（事業所）

Aさんの令和○年2月分の再請求及び令和○年5月提供5名分の請求をします。



④ 令和○年6月受付分が国保連合会で過誤調整され令和○年7月20日に事業所へ支払われます。

5月請求分	・・・5件	+	100,000円	
再請求分	・・・1件	+	20,000円	
※過誤分	・・・1件	-	30,000円	
合計			90,000円	←この金額が振込まれます。

## ◆通常過誤

国保連合会で審査確定した実績の明細書の取下げだけを行うものです。  
なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後に、国保連合会に再請求を行います。

- ①令和○年5月に市町村へ過誤申立書を提出します（事業所）



- ②令和○年6月に国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

- ③令和○年5月提供5名分の請求をします。  
令和○年6月請求受付分より、過誤金額の全額が差し引かれ事業所へ支払われます。



5月請求分・・・5件	+	100,000円	
※過誤分・・・1件	-	30,000円	
合計		70,000円	←この金額が振込まれます。

- ④令和○年7月請求受付分で、再請求を行います（事業所）

- ⑤令和○年8月20日に事業所へ再請求分が全額支払われます（国保連合会）

## ◆過払いが生じる場合

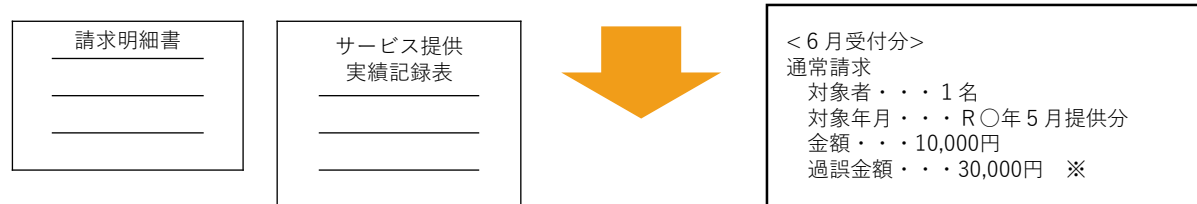
当月請求分の支払金額より過誤金額が上回った場合、  
請求月翌月に事業所から国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。

- ①令和○年5月に市町村へ過誤申立書を提出します（事業所）



- ②令和○年6月に国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

- ③令和○年5月提供1名分の請求を6月に請求をします。  
令和○年6月請求受付分より、過誤金額を差し引いた結果、過誤金額の方が請求金額を上った場合。



6月請求分・・・1件 +10,000円

※過誤分・・・1件 -30,000円

合計 -20,000円 ←この金額を事業所が国保連合会に振込みます

- ④令和○年7月20日事業所への支払はありません。  
（事業所が国保連合会へ不足分の20,000円を振込みます）

## 4. 銀行口座の変更について

銀行口座の変更がある場合、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の再提出が必要となりますので、国保連合会にご連絡ください。

### ● 「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」について

#### (1) 変更手続きの方法

①内容に変更がある場合、お早めに国保連合会にご連絡ください。

国保連合会から該当事業所の「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」を郵送します。

②郵送された「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」の変更箇所を **朱書き+訂正印** にて修正し、国保連合会へご返送ください。

③25日までに到着の場合は、翌月振込分より変更となり、

26日以降に到着した場合は、翌々月振込分より変更となります。

※国保連合会で変更可能な項目は、請求者と口座情報（振込先、支店名、口座番号、フリガナ（受領者）、（口座名義人）受領者）です。

住所、電話番号等の変更は指定権者にお問い合わせください。

#### (2) 委任状が必要な場合

- ・開設者と請求者が異なる
- ・開設者と受領者（口座名義人）が異なる

◆ 「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」 記載例

障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届

平成●●年●●月●●日 提出

愛知県国民健康保険団体連合会

理事長 ●●●● 様

開設者 住所 愛知県●●市●●区●●町1-2-3

氏名 株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎 法人印

給付費の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所番号	23●●●●●●●●	郵便番号	123-4567	連合会使用欄
法人等種別	05 営利法人	電話番号	052-123-4567	
(請求先)事業所名称	●●●●サービス事業所	FAX番号	052-123-4567	
フリガナ(所在地)	アイチケン マルマルシ マルマルク マルマル チョウ1-2-3	振込先	0 1 2 3 ●●●●銀行	
所在地	愛知県●●市●●区●●町1-2-3	支店名	4 5 6 ●●●●支店	
フリガナ(請求者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ	口座番号	普通 当座 その他 0 1 2 3 4 5 6	
請求者	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎	フリガナ(受領者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ	
届出理由 (該当番号に○をつけてください)		異動年月	旧事業所番号	
①	新設	平成28年6月請求分より	支払先事業所番号	
2	請求者及び受領者(口座名義)の変更	※摘要		
3	振込先及び口座番号の変更			
4	その他( )			

振込先	0 1 2 3
	●●●●銀行
支店名	4 5 6
	●●●●支店
口座番号	普通 当座 その他
	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ(受領者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ
(口座名義人)受領者	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎

フリガナは通帳のカナ(表紙裏に記載)のとおりに入力してください

フリガナに合わせて入力してください  
例: カ) マルマルマルサービス  
株) ●●●サービス

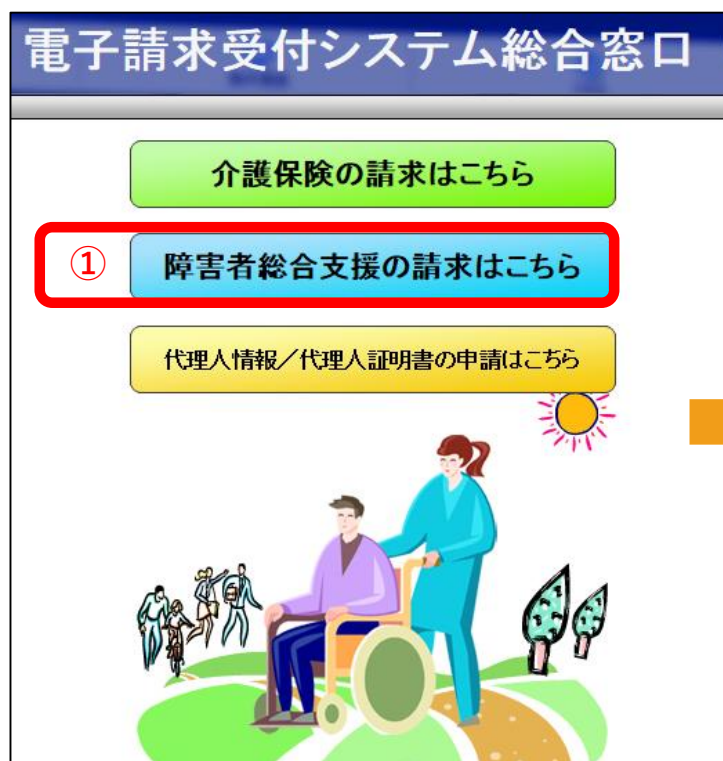
異動年月…請求データを送信する月を記入してください。  
例: 令和1年5月サービス分⇒令和1年6月請求  
未定の場合は空欄でも可

## 5. 資料等の掲載について

### ● 請求関連資料

電子請求受付システムのトップメニュー「請求関連資料」に、請求事務に参考となる資料を掲載しています。

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス





はじめての方    お知らせ    請求関係資料    動作環境    FAQ    リンク    ログイン

請求関係資料    時刻 10:37:29

キーワード     検索    クリア

分類

掲載日  年  月  日 ~  年  月  日

請求に関する厚生労働省の資料を掲載しています。  
必要な資料のリンクをクリックしてダウンロードしてください。

右側にアイコンが付いたリンクをクリックすると、対象の資料を掲載した外部サイトのページが開きます。

なお、請求における基本的な事項についてポイントをまとめたパンフレット「請求事務ハンドブック」については、FAQ画面をご参照ください。

請求関係資料の参照方法

共通資料

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 改定の概要	1 <a href="#">令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容</a>	2024/05/30	2,220,138Byte
	2 <a href="#">令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要</a>	2024/05/30	3,383,731Byte
	3 <a href="#">令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要（令和6年4月1日）</a>	2024/05/30	1,918,174Byte
2 体制等状況一覧表	1 <a href="#">体制等状況一覧表（令和6年4月版）[PDF]</a> 令和6年6月版の介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表です。	2024/05/30	405,958Byte
	2 <a href="#">体制等状況一覧表（令和6年4月版）[Excel]</a>	2024/05/30	274,308Byte
	3 <a href="#">体制等状況一覧表（令和6年6月版）[PDF]</a> 令和6年4月版の介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表です。	2024/05/30	414,903Byte
	4 <a href="#">体制等状況一覧表（令和6年6月版）[Excel]</a>	2024/05/30	257,650Byte
3 様式・記載例	1 <a href="#">サービス提供実績記録票様式（障害福祉サービス）</a>	2024/05/30	863,744Byte
	2 <a href="#">サービス提供実績記録票様式（障害児支援）</a>	2024/05/30	184,832Byte
	3 <a href="#">サービス提供実績記録票記載例</a>	2024/05/30	1,381,957Byte

11：居宅介護

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 報酬告示	令和元年度分以降については、「関係法令・通達等」の「告示」を参照してください。		
2 留意事項	令和元年度分以降については、「関係法令・通達等」の「通知」を参照してください。		
3 報酬算定構造	1 <a href="#">障害福祉サービス費等の報酬算定構造[PDF]</a>	2024/05/30	198,150Byte
4 サービスコード表	1 <a href="#">サービスコード表[PDF]</a>	2024/05/30	961,605Byte
	2 <a href="#">サービスコード表[Excel]</a>	2024/05/30	1,433,615Byte

▲ トップへ戻る

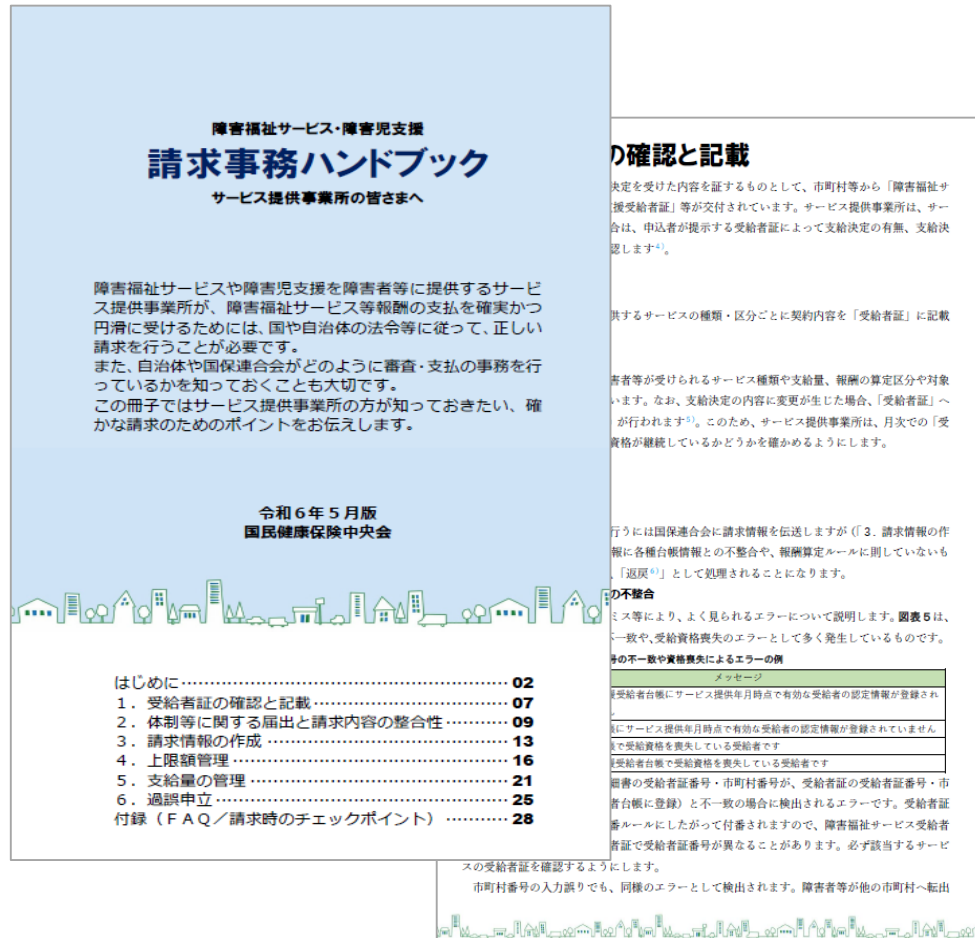
12：重度訪問介護  
 13：行動援護  
 14：重度障害者等包括支援

「ファイルまたはリンク」欄にある資料のリンクをクリックすることで参照できます。

サービスごとに報酬算定構造やサービスコード表等を参照することができます。

## ◆ 「請求事務ハンドブック」

サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



### 掲載場所

電子請求受付システム総合窓口

➔ 障害者総合支援の請求はこちら

➔ お知らせ一覧

➔ 2024/05/31 請求時にご活用いただける

「請求事務ハンドブック」の改版について

請求情報の作成方法やよくある質問等が記載された約30ページの小冊子です

# ◆「市町村番号一覧表」および「地域区分表」

「市町村番号一覧表」および「地域区分表」は、本会ホームページもしくは電子請求受付システムに掲載しています。

## ◇本会ホームページ

## 掲載場所

愛知県国保連合会ホームページ

- ➔ 介護福祉関係の皆様
- ➔ 障害福祉サービス事業所向け
- ➔ 障害福祉サービス費等の請求について

障害者総合支援 市町村番号一覧表

市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名
231001	名古屋市	232199	小牧市	232578	豊田市
232017	豊橋市	232207	稲沢市	232386	豊川市
232025	岡崎市	232211	新城市	233026	東海市
232033	一宮市	232223	東海市	233421	豊山町
232041	瀬戸市	232238	大府市	233619	大口町
232050	半田市	232246	稲多市	233625	扶桑町
232058	春日井市	232256	知立市	234245	大府町
232076	豊田市	232264	稲垣市	234257	豊田町
232082	津島市	232272	高浜市	234273	豊田町
232092	豊川市	232289	岩倉市	234419	岡久比町
232106	刈谷市	232298	豊橋市	234427	東浦町
232116	豊田市	232306	日進市	234450	高知多町
232122	安城市	232319	田原市	234468	美浜町
232132	岡崎市	232322	豊田町	234478	豊田町
232140	岡崎市	232335	東海市	235010	豊田町
232157	犬山市	232343	北名古屋市	235010	稲津町
232165	東海市	232351	宮津市	235628	東海市
232173	江南市	232360	みよし市	235636	豊田町

【障害者総合支援】市町村番号一覧表

3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	その他
名古屋	豊田	岡崎	みよし	稲沢	瀬戸
豊橋	津島	岩倉	みよし	豊川	豊橋
豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田

【障害者総合支援】市町村番号一覧表

3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	その他
名古屋	豊田	岡崎	みよし	稲沢	瀬戸
豊橋	津島	岩倉	みよし	豊川	豊橋
豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田

当該リンクをクリックすると右図が参照できます。

◇電子請求受付システム

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



お知らせ一覧 最終ログイン日時: 2019年05月27日 08時55分29秒

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報 ログアウト

お知らせ一覧 最終ログイン日時: 2019年05月27日 08時55分29秒

お知らせの絞り込み 新着の記事を表示 未読の記事を表示 全ての記事を表示

次頁 ▶ 最終 ▶ 1 / 2 頁移動

更新日付	カテゴリ	タイトル
2021/04/09	その他	令和3年度地域区分表
2016/04/11	参考資料	平成28年度 地域区分表
2015/04/10	参考資料	平成27年度 地域区分表
2014/11/28	その他	市町村番号一覧表の掲載について
2010/09/10	その他	「警告発生通知」について
2008/12/26	その他	点検内容の変更について
2008/12/26	その他	ゆうちょ銀行の他の金融機関との振込み対応時期について
2008/12/16	その他	簡易入力システムへの対応について
2008/12/01	その他	エラーコード表の掲載について
2008/08/21	その他	各種様式の掲載について

次頁 ▶ 最終 ▶ 1 / 2 頁移動

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2021年12月18日 10時15分28秒

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報 ログアウト

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2021年12月18日 10時15分28秒

時刻: 10:16

令和3年度地域区分表

カテゴリ: その他(その他)  
更新日付: 2021/04/09 提示期限: 9999/12/31

事業所のみならず重要なお知らせ  
別添「事務連絡」とあり、令和3年4月サービス提供分より、以下の地域が所在地の事業所において、地域区分が変更となります。  
【対象地域】  
倉田町・谷田町・あし市・知多市・豊明市・清洲町・豊山町・豊森村  
【対象地域】  
豊田町・谷田町・あし市・知多市・豊明市・清洲町・豊山町・豊森村  
隣町・豊田町・日進市・長久手市・大口町・桂高町・東郷町  
詳細につきましては、別添資料より確認ができます。  
なお、令和3年4月に請求される令和3年4月サービス提供分の請求データ初回地域区分のみで請求されます。請求データが請求まで完了となります。  
地域区分変更に該当する事業所に当たっては、令和3年4月サービス提供分について、新しい地域区分を設定のうえ、ご請求くださいますようお願いいたします。  
【注】

添付ファイル	サイズ
事務連絡.pdf	97,998Byte
別添「請求書(令和3年4月サービス提供分)」.pdf	68,991Byte
別添「請求書(令和3年4月サービス提供分)」.pdf	68,868Byte

戻る

赤枠をクリックすると右図の画面へ推移します。

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2019年05月27日 08時55分29秒

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報 ログアウト

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2019年05月27日 08時55分29秒

時刻: 08:55

市町村番号一覧表の掲載について

カテゴリ: その他(その他)  
更新日付: 2014/11/28 提示期限: 9999/12/31

市町村番号一覧表を掲載いたしますので、ご利用ください。

添付ファイル	サイズ
市町村番号一覧表.pdf	66,320Byte

戻る



お知らせ表示 最終ログイン日時: 2022年12月10日 10時15分39秒

時刻 13:08

### 令和3年度地区分表

カテゴリ: その他(その他)  
更新日付: 2021/04/09 指示期限: 9999/12/31

事業所のみなさまへ重要なお知らせ  
 新設(事務連絡1)のとおり、令和3年4月サービス提供分より、以下の地域が所在地の事業所において、地区区分が変更となります。  
 【障害者】  
 豊田市・刈谷市・みよし市・知多市・豊明市・清洲市・豊山町・飛島村  
 【障害児】  
 豊田市・刈谷市・みよし市・知多市・豊明市・清洲市・豊山町・飛島村  
 蒲郡市・碧南市・白子町・北久幸町・大口町・扶桑町・東郷町  
 詳細につきましては、別添資料より確認ができます。  
 なお、令和3年5月に請求される令和3年4月サービス提供分の請求データ初回地区区分のまま請求されますと、請求データが全てエラーとなります。  
 地区区分変更に該当する事業所におかれましては、令和3年4月サービス提供分について、新しい地区区分を設定のうえ、ご請求くださいようお願いいたします。  
 【注】

添付ファイル	サイズ
<a href="#">令和3年度(令和3年4月サービス提供分～).pdf</a>	97,993Byte
<a href="#">令和3年度(令和3年4月サービス提供分～).pdf</a>	86,868Byte

【障害者(令和3年度～)】旧黄色塗り市町村が令和3年度より地域区分変更

3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
名古屋市	豊田市	刈谷市	みよし市	岡崎市	瀬戸市	豊橋市	一宮市	羽咋多町	美浜町
				春日井市	津島市	半田市	豊川市	武豊町	
				碧南市	安城市	蒲郡市	大山市		
				西尾市	稲沢市	常滑市	江南市		

【障害児(令和3年度～)】旧黄色塗り市町村が令和3年度より地域区分変更

3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他						
名古屋市	豊田市	刈谷市	西尾市	みよし市	岡崎市	瀬戸市	豊橋市	一宮市	新城市	新城市	武豊町
					春日井市	豊川市	半田市	津島市	美浜町	武豊町	
					津島市	碧南市	大山市	常滑市			
					安城市	稲沢市	江南市	小牧市			
					大府市	知立市	豊田市	知多市			
					豊明市	日産市	高橋地区	美浜町			
					愛西市	津島市	新城市	田原市			
					北名古屋	弥富市	大口町	扶桑町			
					あま市	清久平町	阿久比町	常滑町			
					津島町	豊山町	春日町	豊田町			
					大治町	蟹江町	東郷町	豊橋村			
					飛島村						

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2019年05月27日 09時59分29秒

時刻 13:08

### 市町村番号一覧表の掲載について

カテゴリ: その他(その他)  
更新日付: 2014/11/28 指示期限: 9999/12/31

市町村番号一覧表を掲載いたしますので、ご利用ください。

添付ファイル	サイズ
<a href="#">市町村番号一覧表.pdf</a>	

障害者総合支援 市町村番号一覧表

平成26年4月現在

市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名
231001	名古屋市	232199	小牧市	232378	あま市
232017	豊橋市	232207	稲沢市	232386	長久手市
232025	岡崎市	232211	新城市	233026	東郷町
232033	一宮市	232223	東海市	233421	豊山町
232041	瀬戸市	232238	大府市	233619	大口町
232050	半田市	232246	知多市	233625	扶桑町
232068	春日井市	232256	知立市	234245	大治町
232076	豊川市	232264	尾張旭市	234257	蟹江町
232082	津島市	232272	高浜市	234273	飛島村
232092	碧南市	232289	西尾市	234419	阿久比町
232106	刈谷市	232298	豊明市	234427	東浦町
232116	豊田市	232306	日産市	234450	南知多町
232122	安城市	232319	田原市	234468	美浜町
232132	西尾市	232322	豊西市	234478	武豊町
232140	蒲郡市	232335	清須市	235010	幸田町
232157	大山市	232343	北名古屋	235610	弥富町
232165	常滑市	232351	弥富市	235628	東郷町
232173	江南市	232360	みよし市	235636	豊橋村

赤枠をクリックすると右図が参照できます。

## < 問い合わせ先 >

### ○電子請求受付システム・簡易入力システム・取込送信システムに関すること

電子請求受付システム上のFAQをご確認ください。

解決できない場合：障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

☎：0570-059-403    ✉：mail@support-e-seikyuu.jp

### ○給付費の支払、返戻に関するお問合せ

愛知県国民健康保険団体連合会 障害福祉課

☎：052-962-1369

### ○ご使用の障害福祉ソフトに関すること

障害福祉ソフト会社

### ○過誤申立、受給者証の記載内容（加算等）、エラーコードが「S」「T」から始まる返戻に関するお問い合わせ

各市町村障害担当課

### ○事業所の体制に伴う届出内容（加算等）に関するお問い合わせ

愛知県庁障害担当課

### ○指定基準や報酬に関するお困りごと

WAMNET

🔍 WAMネット 障害 Q & A

The screenshot shows the WAMNET website interface. At the top, there is a navigation bar with the WAMNET logo and various user links. Below the navigation bar, there are several tabs: '会員入口', '会員登録', 'トップ', '高齢・介護', '医療', '障害者福祉', '子ども・家族', and '知りたい'. The main content area displays the title '障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A' and a sub-section '障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A'. There are two cartoon characters, a man and a woman, representing a Q&A session.